

# 子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

この3法に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートする予定です。

## 【子ども・子育て関連3法とは】

子ども子育て支援新制度は以下の3法に基づく制度です。

- ◆子ども・子育て支援法
- ◆認定子ども園法の一部を改正する法律
- ◆関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



## 【子ども・子育て支援新制度の実施に向けて】

子ども・子育て支援の取り組みは、市町村が実施することとなっております。

このため、嵐山町では調査を実施し、町民の皆様の子育ての状況やニーズの把握に努めます。また、町民の皆様及び、子育て支援に携わる方のご意見をふまえ、事業計画の策定を進めてまいります。

子ども・子育て支援新制度に向けて、ニーズ調査等皆様のご協力をよろしくお願ひします

※支援制度について詳しくは内閣府のホームページをご覧ください。

- ・内閣府 「子ども・子育て支援新制度について」 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>
- ・内閣府 「制度説明リーフレット」 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/leaflet.pdf>

# 嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員募集

町では、子ども・子育て支援事業計画策定委員会の委員を2名募集いたします。

子ども・子育て支援法に基づく、嵐山町子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、委員会を設置するものです。

- 任期 平成27年3月31日まで
- 資格 嵐山町在住の18歳以上の方（平成25年4月1日現在）  
※原則として町税、国民健康保険税、水道料などの滞納がないこと
- 募集人数 2名 応募多数の場合は選考
- 応募期間 平成25年10月1日(火)から10月16日(火)まで
- 応募方法 こども課窓口またはお電話でお申し込みください。
- 会議等予定回数 会議予定回数 3～4回程度
- 報償等 町規定の報償有り

申込み・問合せ こども課 こども担当 ☎62-0823

# 平成26年度 保育園申込のご案内

保育園は、保護者や同居の親族等が就労・病気・介護などのために、家庭で保育できない（保育に欠ける）乳幼児を保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。

そのため、「集団生活に慣らしたい」「下の子に手がかかる」等の理由では入園できません。

入園の決定は申込順ではなく、保育に欠ける度合いの高い順に決定します。

## ・申込書の配布

10月15日(火)よりこども課窓口で配布します。また、町のホームページからもダウンロードできます。  
(<http://www.town.ranzan.saitama.jp/>)

## ・申込締切

11月29日(金)までにこども課窓口へ提出してください。

※町外の保育園を希望される方は、11月8日(金)までに申込みをしてください。

(町村により期限が早まる場合もあります。)

申込み・問合せ こども課 こども担当 ☎62-0823

保育園名	運営主体	住所	電話	定員	入園年齢	開園時間（有料時間外保育含む）	
						平日	土曜日
東昌保育園	福杉の子会	菅谷11-3	62-3411	60	3カ月から	午前7時15分～ 午後6時50分	午前7時15分～ 午後12時30分
東昌第二保育園	福杉の子会	菅谷383	62-7429	60	3カ月から	午前7時15分～ 午後6時50分	午前7時15分～ 午後12時30分
嵐山若草保育園	福恵会	廣野1262-1	62-7111	60	産休明けから	午前7時15分～ 午後6時50分	午前7時15分～ 午後12時30分
嵐山しらこぼと保育園	埼玉県社会福祉事業団	古里1848	62-0564	45	3カ月から	午前6時45分～ 午後7時00分	午前7時30分～ 午後12時30分

# 埼玉県勤労者支援資金のご案内

資金の用途	対象	限度額	利率
働くあなたの教育応援資金 扶養する子の入学金、授業料等の教育費用	勤労者	200万円	1.9%以内 (保証料別途 0.7%)
働くあなたの子育て応援資金 妊娠から小学校入学前までに発生する育児費用	勤労者	50万円	1.2%以内 (保証料別途 0.7%)
チャレンジ応援資金 国の指定する「教育訓練」講座の受講費用	失業中の方	50万円	1.5%以内 (保証料別途 0.7%)

問合せ 県勤労者福祉課 ☎048-830-4518 お申込み 中央労働金庫県内各支店

※お申込みに当たっての要件（県内居住、年齢、所得等）がありますので、お問合わせください。

※お申込み後の審査（中央労働金庫）の結果、ご希望に沿えない場合もあります。

※「チャレンジ応援資金」は、国の「教育訓練給付金」の支給対象者に限ります。